

鹿屋体育大学登録商標の管理及び使用に関する申合せ

〔平成21年10月1日〕
学 長 決 裁

- 1 この申合せは、鹿屋体育大学登録商標の管理及び使用に関する細則（以下「細則」という。）第9条に基づき次のとおり定める。
- 2 この申合せにおける用語の定義は細則第2条による。
- 3 細則第4条第4項ただし書きに定める学長が特に必要と認める場合とは、鹿屋体育大学（以下「本学」という。）の役職員等が管理・運営に関わる下記の団体又は個人（以下「使用団体等」）において使用することにより、本学の広報活動等に寄与すると判断される場合をいう。
 - (1) 鹿屋体育大学厚生会
 - (2) NIFS スポーツクラブ
 - (3) (財) 鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団
 - (4) 鹿屋体育大学同窓会
 - (5) その他学長が必要と認めたもの
- 4 前項の使用にあたっては、本学の名誉及び信用を傷つけてはならない。
- 5 使用団体等が、細則及び申合せ施行日以降新たに本学登録商標を使用、又は製造・販売等を行おうとする場合は、細則の第4条第1項の規定により事前に申請しなければならない。ただし、同条第3項に定める契約書については省略することができる。

附 則

- 1 この申合せは平成21年10月1日より施行する
- 2 この申合せの施行日の前日までに製造・販売されているものは、細則及びこの申合せに定めるところにより手続がなされたものとみなす。